

報告第 2 0 号

債権放棄の報告について

ふじみ野市債権管理条例（平成 3 0 年ふじみ野市条例第 2 号）第 1 5 条の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条例第 1 6 条の規定により報告する。

放棄した債権の名称	放棄した債権の件数及び額		放棄した事由	所管課
水道料金	3 0 3 件	5 7 1 , 3 2 4 円	条例第 1 5 条第 5 号	上下水道課

令和 8 年 9 月 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博